

血圧計導入促進助成金交付要綱

(令和 5 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予兆発見に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図ることを目的とし、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計(以下「機器」という。)の導入助成事業を円滑に行うため必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第 2 条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)とし、別に定める機器とする。

2 令和 5 年 4 月 1 日以降に、新たに機器(中古品を除く)を購入(リースは不可)したもの。

(助成及び助成額)

第 3 条 県ト協の会員事業者に対して機器本体価格(消費税を除く)の 1/2 以内とし上限 10,000 円を助成する。

但し、会員が中小企業法人(資本金 3 億円以下、常時証する従業員数が 300 人以下)である場合は、全ト協の助成金として機器本体価格(消費税を除く)の 1/2 以内、上限 50,000 円を加算する。

中小企業者であることの確認資料として、直近の事業年度の事業概況報告書の資本金、従業員数の記載があるページの写しを添付すること。

(助成期間)

第 4 条 本助成は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月末日までとし、申請締切日は令和 6 年 3 月 6 日とする。但し、期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

(助成金の申請方法)

第 5 条 機器の導入を完了した会員は、別紙「血圧計導入促進助成金交付申請書」により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

(助成金の交付)

第 6 条 県ト協は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、前 3 条に定める助成金を会員に交付する。

(助成の条件)

第 7 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上、又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第8条 会員は、交付対象となった機器を導入の日から起算して6年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得たものはこの限りではない。

また、この期間内に当該装置を処分する場合若しくは会員資格を喪失した場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第11条 この要綱の定めによるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。